新型コロナウィルス感染症対策のための町立幼稚園・小中学校の臨時休校延長について（令和2年4月14日）

嘉手納町教育委員会

4月13日、県教育委員会は「新型コロナウィルスの感染者が増大傾向にある」とし、県立高校や特別支援学校などの一斉臨時休校の期間を5月6日まで延長すると発表しました。

これを受け、本町では新学期の授業再開にむけて、町長と教育長との間で調整を行い、今後の対応方針を決定しました。

記

1　臨時休校期間延長

5月6日（水）まで

町立幼稚園・小中学校授業開始

（1）1学期始業式（小中学校）　令和2年　5月7日（木）

（2）入学式

小学校　5月8日（金）午前

中学校　5月8日（金）午後

(3)幼稚園の入園･進級式は5月11日(月)

※感染の状況によっては再開時期を変更することもある。

※小学校低学年の児童については、家庭の状況により預かり手がいない場合は、臨時休校中も登校可能とし、学校（午前・昼食・午後）で預かる。
なお、保護者から相談がある場合は3年生児童以上についても学校で預かる。

2　休業中の留意点

（1）手洗い、咳エチケット等の感染予防を継続する。

（2）休業の目的は、地域全体での感染拡大を抑えることにあることから自宅待機とし、不要不急の外出は控える。

（3）休業期間中は、児童生徒の公共施設（図書館、児童館、マルチメディアセンター、体育館など）への立ち入りを制限する。

（4）部活動（スポーツ少年団活動を含む）の活動は休止する。

（5）休業中の連絡・周知等は、広報マイクやメーリングサービス、学校HP等を活用する。

（6）感染が疑われる場合、感染した場合の対応については各関係機関への相談や指示を受ける。

（7）休業期間中であっても職員は出勤しています。緊急な相談等がある場合はご連絡ください。

（8）春休み期間中に県外へ旅行等をした幼児・児童・生徒については保護者への健康観察を依頼する。